

証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で住民票の写しや一部の税証明書などを取得できます。なお、利用にはマイナンバーカードが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 市民課(☎537-5615)、税制課(☎537-5673)

環境イベントや募集の情報などを掲載しています

情報は、市ホームページに掲載します。ただし、掲載できる情報には条件があります。詳しくは、環境対策課(☎537-5758)へお問い合わせください。

椎茸ほだ木の造成費用を助成します

- 補助対象者:市内に住所または所在地を有する原木シイタケ生産者
- 補助対象:3万駒を超える分
- 補助金額:種駒1個につき1円
- 受付期間:4年1月6日(木)～27日(木)
- その他・☎ 購入後の受け付けはできません。補助条件や申請方法など詳しくは、林業水産課(本庁舎8階 ☎537-5783)へ。

母子家庭等自立支援給付金制度をご利用ください

①自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父(過去に給付金の支給を受けていない人)が、資格を取得するに当たり、対象となる教育訓練給付講座を受講し修了した場合、経費の60%(20万円を上限)を支給します。

②高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、介護福祉士・保育士・看護師などの資格取得を目的に、1年以上養成機関で修業する場合に、一定の受講期間の生活費等を支給します。 ※支給額は所得により異なります。 ●修業期間中の生活費の助成…月額10万円または7万5000円 ●修了支援給付金…5万円または2万5,000円

■その他・☎ 事前の相談が必要です。詳しくは、子育て支援課(☎537-5721)へ。

市民課からマイナンバーカードに関するお知らせ(☎537-7298)

◎**マイナンバーカードをつくりませんか**
マイナンバーカードは公的な身分証明書や健康保険証として使えるほか、オンラインで行政手続きなどができるようになります。マイナンバーカードの申請は、郵便・パソコン・スマートフォン・証明用写真機で行うことができます。

◎マイナンバーカード出張申請サポートを実施します

無料で、顔写真を撮影し、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。日時や場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちら

休日・平日時間外のマイナンバーカード受け取りおよび申請窓口を開設します

◎休日

■日時:12月12日(日) 午前9時～午後3時 ※佐賀関・野津原支所は午前9時～正午

■その他:交付通知書に記載されている場所以外では受け取りできません。カードの受け取りは予約不要(佐賀関・野津原支所は要予約)で、申請補助は希望する窓口への予約が必要です。

■申込み・場所・☎ 電話で、市民課(本庁舎1階 ☎537-7298)または各支所へ。

◎平日時間外

■日時:12月16日(木) 午後6時～7時 ※要予約

■申込み・場所・☎ 電話で、12月1日(水)～9日(木)(午前8時30分～午後6時)に市民課(本庁舎1階 ☎537-7298)へ。

高額療養費の申請をお忘れなく

病院などの医療機関で支払った1カ月(月の1日から末日まで)の医療費(保険診療費分が対象)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。対象となる人は、申請してください。なお、医療費が高額になることが予想される場合は、「限度額適用認定証」をご利用ください。
☎ 国保年金課(☎537-5735)

マイナポイント事業が12月まで終了します

マイナポイントの対象となるのは、4月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った人が、12月末までに選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をした場合ですので、ご注意ください。詳しくは、市マイナポイント電話相談窓口(☎574-7137)へ。
☎ 企画課(☎537-5603)



これからの医療の選択肢として在宅医療・介護を考えてみませんか?

在宅医療とは、通院が困難な人の自宅などに、かかりつけ医等の専門職が定期的に訪問して行う医療のことです。さまざまな専門職が連携しながら、在宅での医療や介護を支援します。これからの医療の選択肢として考えてみませんか?

在宅医療と介護に関する相談は、市在宅医療・介護連携支援センター(☎529-7851)へ。

☎ 長寿福祉課(☎537-5746)

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度をご利用ください

ひとり親家庭の母または父、寡婦の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、各種資金の貸し付けを行っています。事前の相談が必要です。申請から交付まで一定の日数(約2カ月)がかかりますので、扶養する児童の進学資金などにお悩みの方は、お早めにご相談ください。

■その他・☎ 対象など詳しくは、市ホームページをご覧ください。子育て支援課(☎537-5721)へ。

年末年始期間中は道路工事を中止します

12月28日(火)午後10時～4年1月4日(火)午前9時の間、国道、県道、市道の工事を中止します(緊急工事などは除く)。

☎ 国管理国道…国土交通省大分河川国道事務所(☎544-4167) 県管理国道・県道…県土木事務所(☎558-2141) 市道…土木管理課(☎537-5992)

資産税課からのお知らせ

①償却資産の申告はお早めに

個人・法人を問わず、商店や農業、漁業、不動産業、工場などを営んでいる人が、その事業のために所有している構築物や機械、工具、器具などの資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となっています。

●償却資産の具体例

構築物	広告塔、駐車場舗装、フェンス、内装および内装工事、ビニールハウス、ネオン、門、塀、緑化施設、キャノピーなど
機械および装置	各種製造機械、各種産業用機械および装置、機械式駐車設備、ドローン、太陽光発電設備など
船舶・航空機	遊漁船、漁船、ボート、ヘリコプターなど
車両および運搬具	大型特殊自動車(ホイールクレーン、タイヤローラーなど) ※自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く
工具、器具および備品	事務用機器(パソコン、複写機など)、エアコン、陳列ケース、応接セット、冷蔵庫、医療機器、理美容機器、看板など

4年1月1日現在の「償却資産」の所有状況を、4年1月31日(月)までに、4年度申告書として資産税課(第2庁舎3階)へ提出してください。 ※期限間近になると窓口が混雑します。4年1月4日(火)～20日(木)(土・日曜日、祝日を除く)の申告にご協力ください。

②家屋を取り壊したときは連絡を

家屋(物置など簡易な建物も含む)を取り壊したときは、早めに連絡をお願いします。取り壊しの確認ができていない場合、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。なお、家屋滅失証明が必要なときは、お問い合わせください。

☎ ①資産税課(☎537-7293)

②●本庁・明野支所管内の人…資産税課(土地については☎537-7286、家屋については☎537-7291) ●鶴崎・大在・坂ノ市・佐賀関支所管内の人…東部資産税事務所(☎527-2132) ●植田・大南・野津原支所管内の人…西部資産税事務所(☎541-1406)

みんなで節電2021(冬)

12月1日(水)～4年3月31日(木)は、冬の節電キャンペーン期間です。身近なことから節電に取り組みましょう。

☎ 環境対策課(☎537-5758)

国民年金室からのお知らせ(☎537-5617)

◎3年度新規支給決定者の年金生活者支援給付金の振り込みが始まります

9月中にはがきタイプの請求書を日本年金機構に提出(必着)し、新たに年金生活者支援給付金の支給が決定した人は、12月15日(水)に10・11月(2カ月分)の年金生活者支援給付金が振り込まれます。10月以降に請求書を提出した人は4年1月以降に振り込まれます。なお、現在受給中の人で、要件を満たしている場合は、引き続き振り込まれます。

◎国民年金は任意加入できます

老齢基礎年金の受給には、原則として保険料納付済期間と免除期間などを合わせた受給資格期間が10年以上必要です。10年の受給資格期間に満たない人は、60歳～70歳になるまでに保険料を納めて受給資格を得る見込みがあれば、国民年金に任意加入することができます。

また、年金を満額受け取るには、20歳～60歳の40年間、保険料を納めることが必要です。未加入期間や納め忘れ、免除期間があり満額とならない人は、60歳～65歳の間、国民年金に任意加入して受給額を増やすことができます。

◎国民年金受給権者や特別障害給付金受給資格者が死亡したときは届け出を

国民年金受給権者や特別障害給付金受給資格者が存命中に受給できる年金等を受け取らずに亡くなった場合は、その人と生計が同じであった遺族(配偶者、子、父母などの順)が、死亡月までの未支給分の年金等を請求することができます。

■障害基礎年金・旧法障害年金・遺族基礎年金・寡婦年金の受給権者、特別障害給付金受給資格者が死亡した場合:本庁舎1階10番窓口、各支所、本神崎・一尺屋連絡所へ。

■上記以外の年金受給権者が死亡した場合:大分年金事務所(東津留二丁目 ☎552-1211 自動音声案内1→2)へ。

認知症の悩み電話相談をご利用ください(☎537-1165)

保健所保健予防課では、認知症について専用電話を設けて相談を受けています。気軽にご利用ください。

■受付:毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分

01 お知らせ

令和4年成人記念集会のお知らせ

- 開催日時:4年1月9日(日) 正午～
 - 場所:昭和電工ドーム大分
- ◎**成人記念集会に参加する新成人の皆さんへのお願い**

新成人の皆さんが安心して本市の成人記念集会に参加し、共に喜びを分かち合えるよう、ワクチン接種について考えてみませんか。ワクチン接種で十分な免疫ができるまでに、2回目の接種から2週間程度必要とされています。希望する人は早めの接種を推奨します。ただし、新型コロナワクチン接種は強制ではありません。周りの人に接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

☎ 社会教育課(☎537-7039)



登録型本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは、戸籍や住民票などの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、本人へ通知するものです。これにより、不正請求の早期発見や抑止につながります。市の住民基本台帳や戸籍に記載されている人であればこの制度を利用できますが、事前登録が必要です。なお、同一世帯でまとめて登録申請をすることもできます。

■申請場所:市民課(本庁舎1階)、各支所、旭町文化センター、人権啓発センター(ヒューレおおいた)(J:COM ホルトホール大分1階)、各地区公民館 ※郵送も可

■その他:申請方法や申請に必要なものなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市民課(☎537-5615)へ。

無料人権相談を行います

■日時:4年1月5日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時

■相談内容:人権問題について

■相談員:人権擁護委員

■場所・☎ 人権啓発センター(ヒューレおおいた)(J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593)